

10～17 消費税・酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって

この章は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

10 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、製造場から移出し又は保税地域から引き取られる製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率

1 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第1種(紙巻きたばこ)	1gを1本に換算して	(たばこ税)
(2) 第2種(パイプたばこ)		1,000本につき2,716円
(3) 第3種(葉巻たばこ)		(たばこ特別税)
(4) 第4種(刻みたばこ)		1,000本につき 820円
2 かみ用の製造たばこ	2gを1本に換算して	(計)
3 かぎ用の製造たばこ		1,000本につき3,536円
4 旧3級品の紙巻たばこ		(たばこ税)
		(たばこ特別税)
		(計)

11 取引所税

取引所税は、取引所の市場における先物取引及びオプション取引に対して課税される。

取引所税の税率

1 先物取引	(2の場合を除く)	10,000分の0.05
2 日本円金利先物取引		10,000分の0.005
3 オプション取引		10,000分の0.5

(注)平成11年3月31日廃止

12 印紙税

印紙税は、流通取引に関連して作成される各種の文書に対して課税される。

印紙税の税率

[一般的な証書、帳簿の主なもの]

(イ)不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書	契約金額により 200円～600,000円(契約金額1万円未満は非課税)
不動産の譲渡に関する契約書で記載金額が一千万円を超えるものは税率が軽減されています。	
(ロ)請負に関する契約書	契約金額により 200円～600,000円(契約金額1万円未満は非課税)
建築工事の請負に関する契約書で記載金額が一千万円を超えるものは税率が軽減されています。	
(ハ)約束手形又は為替手形	手形金額により 200円～200,000円(手形金額10万円未満は非課税)
(ニ)株券、出資証券、社債券、受益証券	券面金額により 200円～20,000円
(ホ)預貯金証書、保険証券、信用状等	1通につき 200円
(ヘ)継続的取引の基本となる契約書	1通につき 4,000円
(ト)配当金領収書、配当金振込通知書	配当金額3,000円以上の場合 200円(配当金額3千円未満は非課税)
(チ)売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	受取金額により 200円～200,000円 (受取金額3万円未満及び営業に関しないものは非課税)
(リ)預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	1冊・1年につき 200円
(ル)判取帳	1冊・1年につき 4,000円

13 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、製油所等から移出される揮発油又は保税地域から引き取られる揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油(炭素と水素との化合物又は各種の炭素と水素の化合物の混合物である炭化水素を主成分とし、温度15度及び1気圧において液状のもの)をいう。

揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油 1klにつき	
揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
計	53,800円

14 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされた石油ガス(課税石油ガス)に対して課税される。

石油ガス税の税率

課税石油ガス 1kgにつき	17円50銭
---------------	--------

15 石油税

石油税は、原油又はガス状炭化水素の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率

1 原油・輸入石油製品1klにつき	2,040円	
2 ガス状炭化水素のうち		
国産天然ガス	} 1tにつき	
輸入 L N G		720円
輸入 L P G		670円

16 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率

1 航空機燃料 1klにつき	26,000円
2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料1klにつき	15,600円 (9.7.1~11.6.30)
	13,000円 (11.7.1~14.3.31)
3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料1klにつき	19,500円

17 電源開発促進

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

電源開発促進税の税率

販売電気 1,000 k w 時につき	445円
---------------------	------

10 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 金 額 (数 量)	税 額
紙 巻 た ば こ	千本 14,647,657	千円 52,102,547
パ イ プ た ば こ	693	2,518
葉 巻 た ば こ	1,895	6,872
刻 み た ば こ	41	141
かみ用の製造たばこ	-	-
かぎ用の製造たばこ	-	-
税 額 計	-	52,112,078
手 持 品 課 税 額	-	2,405
合 計 税 額	-	52,114,483
控 除 税 額	-	542,907
差 引 税 額	-	51,571,576
加 算 { 過 少 申 告	-	343
税 額 { 無 申 告	-	2,657
課 税 人 員		61 人
還 付 金 額		46,263 千円
納 期 限 延 長 税 額		-

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場 { 製造たばこ製造場	3
{ 原料事務所	2
{ そ の 他	2
法 定 製 造 場	19
合 計	26

調査時点 平成12年3月31日

11 取引所税

(1) 課税状況

区 分	取 引 数 量	課 税 標 準	税 額
	千枚	千円	千円
平成 7 年度	7,769	11,992,970,067	119,925
8	10,787	17,769,645,737	177,690
9	11,731	16,845,579,126	168,445
10	7,200	9,831,153,526	54,880
11	807	1,024,372,263	5,121
現 物 先物取引	{ 有価証券	-	-
	{ 商 品	807	1,024,372,263
	{ 通 貨 等	-	-
	{ 小 計	807	1,024,372,263
指 数 等 先物取引	{ 有価証券	-	-
	{ 商 品	-	-
	{ 通 貨 等	-	-
	{ 小 計	-	-
オプション 取 引	{ 有価証券	-	-
	{ 商 品	-	-
	{ 通 貨 等	-	-
	{ 小 計	-	-
計	807	1,024,372,263	5,121
加 算 税	{ 不 納 付	-	-
	{ 重	-	-
合 計	-	-	5,121

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 取引所数及び会員数

区 分	取 引 所 数	会 員 数	会員数のうち特別会員 又は商品取引員数
証 券	場	人	人
商 品	-	-	-
金 融 先 物	-	-	-

調査時点 平成12年3月31日

12 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員	関 係 条 文
税 印 押 な つ	千円 1,456	人 107	第 9 条
印紙税納付計器の使用によるもの	803,662	1,476	第 10 条
書 式 表 示	2,774,740	5,839	第 11 条
預金通帳の一定時納付によるもの	2,903,306	54	第 12 条
計	6,483,162	7,476	
充 当 税 額	25,964	-	
差 引 計	6,457,199	-	
加 算 税	過 少 申 告	125	-
	無 申 告	64	-
	重	32	-
過 怠 税	424,706	1,460	件
還 付 金 額	67,613	-	
印紙税納付計器設置者数		384 人	
印紙税納付計器設置台数		549 台	

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の印紙税の現金納付による実績

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	書 式 表 示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	そ の 他	計	納 付 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成7年度	2,445,827	1,202,338	2,814,631	3,316	6,466,110	8,341
8	2,601,504	1,145,381	2,888,026	2,151	6,637,060	8,321
9	2,667,058	989,993	2,868,973	2,476	6,528,499	7,876
10	2,641,887	881,786	2,901,504	1,462	6,426,642	7,606
11	2,774,740	803,662	2,903,306	1,456	6,483,162	7,476

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

13 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
平成7年度	7,177,691 kl	386,159,934 千円
8	7,313,828	393,483,970
9	7,724,087	415,555,854
10	7,907,742	425,436,493
11	7,887,745	424,360,555
移出(引取)数量	7,995,632	-
欠減控除数量	107,938	-
場内消費数量	48	-
用途外使用等数量	5	-
計	7,887,745	424,360,555
控除税額計	-	1,498
加算税 { 過少申告 { 無申告計	-	424,359,057
合 計	-	35
	-	-
	-	424,359,092
課税人員額		136 人
還付金額		- 千円
納期限延長税額		68,329,567 千円

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数	区 分	場 数
製 油 所	5	免 税 揮 発 油 使 用 場	13
製 造 場 { 天然揮発油製造場	-	{ 航空用揮	-
{ 廃油再製工場	6	{ 発電等用揮	22
{ その他	13	{ ゴム用揮	10
石油化学工場 { ガス工場	5	{ 塗料用揮	-
{ 特定石油化学製品製造場	5	{ ノルマルパラフィン用揮	8
{ その他	4	{ 印刷用インキ用揮	1
未納税蔵置場	15	{ 接着剤用揮	-
特定石油化学製品蔵置場	17	{ 洗浄剤用揮	7
特定石油化学製品使用場	225	{ 洗浄用又は離型用揮	30
駐留軍用免税使用場指定店舗	-	外国公館等用指定給油所	386
		合 計	

調査時点 平成12年3月31日

14 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
平成7年度	90,371 t	1,581,481 千円
8	89,254	1,561,900
9	86,398	1,511,430
10	83,604	1,463,045
11	83,619	1,463,312
移出(引取)重量	83,619	1,463,312
控除税額計	-	1,987
差引	-	1,461,325
加算税 { 過少申告	-	234
合 { 無申告計	-	238
		1,461,794
課税人員		2,518 人
還付金額		406 千円
納期限延長税額		2,371 千円

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数
営業用スタンド	177 場
自家用スタンド	6
着脱式容器充てん場	14
その他	3
合 計	200
免税課税石油 { 原料用	-
ガス使用場 { 熱源用	-

調査時点 平成12年3月31日

15 石 油 税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油 製 油 石 炭 化 品 ガ ス 状 炭 水 素 ス 炭 計 税 額 控 除 引 過 少 申 差 算 税 { 過 無 申 加 合	kl - - -t - - - - - -	千円 - - - - - - - - -
課 税 人 員 還 付 金 額 納 期 限 延 長 税 額		- 人 4,758,115 千円 - 千円

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガス状炭化水素
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地 そ の 他 の 納 税 地 未 納 税 蔵 置 場 自 家 用 採 取 場 所 合 計	場 - - - - -	場 - - 2 2

調査時点 平成12年3月31日

16 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	千円
平成7年度	84,462	2,195,987
8	89,457	2,325,871
9	110,313	2,785,073
10	120,050	2,995,965
11	112,965	2,814,598
積込数量及び税額	112,965	2,814,598
控除税額	-	189,578
差引	-	2,625,020
加算税	過少申告	342
	無申告	-
	重計	-
合 計	-	2,625,356

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数
特例承認に係るもの	29
その他	定期運送事業者に係るもの
	9
合 計	その他のもの
	13
	51

調査時点 平成12年3月31日

17 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額		
平成 7 年度	千kw時 51,161,746	千円 22,766,976		
8	52,853,006	23,519,587		
9	53,702,977	23,897,824		
10	53,572,280	23,839,664		
11	54,296,417	24,161,905		
販売電気の電力量	{ 従量料金制の供給販売電気 定額料金制の供給販売電気 計量自家使用販売電気 推計自家使用販売電気	53,758,259 305,355 207,952 24,851	- - - -	
	計	54,296,417	24,161,905	
	加算税	{ 過 少 申 告 無 申 告 重	- - -	- - -
		合 計	-	24,161,905
課 税 人 員			12 人	

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

区 分	人 員
一 般 電 気 事 業 者	人 1

調査時点 平成12年3月31日現在